

○ 財務省告示第百九十三号
平成二十三年五月十六日より告示する。昭和五十七年大蔵省令第三十号（第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に関する省令）は、昭和五十七年大蔵省令第二十三年五月十六日（同法施行後三十日以内に告示する。）に施行した利付国債の発行等に関する規定を廃止する。

財務大臣 野田佳彦

一 行政条件等を次のとおり告示する。
二 法律の名称及び記載
三 利付国庫債券（二年）（三百四十九条）
四 発行方法の適用

競争のし定めの争う札価振の以律社第年別十財回り付利付國庫債券（二年）（三百四十九条）
争す得格決めの入札による格替適用下へ平成十三年法律第十二条第一項並びに特三
入るらを定価らて札札に機用を受けるもとのう。下へ振替法」といふ。下札に入札され
札もれ募を格れた競争に付し得格に付する。その規定
発のる入受け競争時に付し得格に付する。その規定
行に価額け競争時に付し得格に付する。その規定
一よ格にた入札を申にう行の加込おそれられ。下札に入札され
とるをよ各札をい發そり申にう行の加込おそれられ。下札に入札され
とい發そり申にう行の加込おそれられ。下札に入札され
う行の加込おそれられ。下札に入札され
。以下価均応募率い札格格とる。その規定
格非格し募入とてで競争い入

六

イ
發

価入価・別債行争非者特国札非
 格行札格第参市及入価・別債発競
 競発競II加場び札格第参市行争
 争額行争非者特国發競I加場入

額面金額で二兆四千八十六億円

ハロイ

五

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競
 入場も加、た価格國定特あ争
 札特の者財後格競債め別つ入
 発別にご務に競争市る参て札
 行参よと大行争入場も加、と
 一加るに臣わ札特の者財同
 と者発応がれの行参よと大に
 い・行募各る募一加るに臣行
 う第へ限國入と者発応がわ
 〇II以度債入と者発応が
 非下額市札のい・行募各れ
 価一を場で決う第へ限國る
 格國定特あ定一〇I以度債入
 競債め別つを及非下額市札

七

口イ
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	入価・別債	札
行争発競金	札格第参市	札格第参市	發
入行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	行

二二四二	でた条特	でた条特千はづ法百いにる百つ定う
百十万兆	三利第別	千利第別二利第別四、き第八て基法二いにち
七九円四	千付一會	八付一會十付一會百額發六十はづ律十て基、
十億千	五国項計	百国項計九国項計五四面行十四、き第五はづ財
円六八	百債のに	七債のに億債のに万金し二億額發四万、き政
千十一	五に規関	十に規関六に規関円額た条千面行十円額發法
八一	億つ定す	四つ定す千つ定す で利第八金し六、面行第
百億	円いにる	億いにる九いにる 九付一百額た条特金し四
四八	て基法	円て基法百て基法 千国項七で利第別額た条
十九千	、づ律	、づ律万、づ律 五債の十一付一會で利第
九十三	額き第	額き第円額き第 百に規万兆国項計千付一
万五百	面發四	一つ定円三債のに億国項
五千	金行十	億いに、千に規関千債の
十	額し六	六て基同五つ定す七に規

口	イ	一	九	八	二	ハ
非競争入行	価格競争	発行	振替単位	額の振替	低額面金	行争・競発
札幌市	格競	行	単位	の記載法	行争・競発	者別債第Ⅱ場
競争入行	価格競争	発行	位金	又の規定期定	者別債第Ⅰ場	者別債第Ⅱ場
額面金額	十面錢	額成	五万円	五百四億四千四百四十一萬五千	三千五百四十四萬五千	二千八百七十三億六千八百四十萬五千
百円に	以上百円	三百	倍は規定期定	四億四千四百四十一萬五千	四億四千四百四十一萬五千	三億六千八百四十萬五千
つき九	そにつき	五月	金額による	四千四百四十一萬五千	四千四百四十一萬五千	六千八百四十萬五千
十九	ぞれ九	十六日	より最も振替	四千四百四十一萬五千	四千四百四十一萬五千	八百四十萬五千
円九	の十	日	る低額口座	四千四百四十一萬五千	四千四百四十一萬五千	十四萬五千
円九	応募	円価	と金簿	四千四百四十一萬五千	四千四百四十一萬五千	万五千

の経利入価・
払過札格第
込利發競Ⅱ
み子率行争非

(一) 年
募 ○ · 二パーセント
は、払込金額に通
号により算出し
ものと規定する。
期に加えを
する。期た日金額
に額、受
払を次け
い第の
込二算た
む十式者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二)

初期利子

下は払し払平

、期た期成除税外しは者にへ額よに座も係
次そが金とニすの國た、又おたにりつにのる
号の銀額し十る税法金前はいだ百算い記と所得
及翌行を、三こ率人額記外てし分出て載し得
び営休支次年とをがに(一)国取、のしほ又て税
第業業払の十が乗適当の法得当二た、は振が
十日日う算一でじ用該算人す該十金前記替源
六にに。式月きたを非式である國を額記録口泉、
号支當たに十る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
に払ただよ五。額け住よるがをじらのれ簿収の
おうるしり日(一)る者り場非發た當算る中さ利
いへと、算をを所又算合居行金該式ものれ子
て以き支出支控得は出に住時額金にの口るに

二十九十八七六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成大行から五年五月通知十六日受けた者
財務大臣から
額本銀年通各
日額行額十
る利子、支五
年利年支五
る利年支五
うに五つ月
し日。前、及
び六月支一
月三十日間
月三十日間
に期月に十
月三十日間
すお五

額面金額 × $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$
規定する期日にについて同じ。)